

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
1	上巻	第一編	16頁	上段	さらに、19年 <u>5月</u> <sup>(注)</sup> 「スタチスチック雑誌」第1号を発行、	さらに、19年 <u>4月</u> 「スタチスチック雑誌」第1号を発行、	令和7年3月24日
2	上巻	第一編	16頁	欄外 注釈	(注) <u>スタチスチック雑誌第2号(5月30日刊行)には、「本社雑誌毎月一回(三十日)発行致シ度段去月廿二日…内務大臣へ出願セシ所本月五日許可アリシニ由リ」との記述がある。ただ、第1号の刊行日は4月30日とする資料もある。</u> ※追記		令和7年3月24日
3	上巻	第一編	18頁	上段	具体的な内閣統計局の所掌事務としては、23年6月の内閣所属職員官制(明治 <u>23</u> 年勅令第114号)において、	具体的な内閣統計局の所掌事務としては、23年6月の内閣所属職員官制(明治 <u>32</u> 年勅令第114号)において、	令和7年3月24日
4	上巻	第一編	26頁	中段 枠内	……萬国同一時日ニ其ノ調査ヲ執行セムコトヲ <u>望ミ</u> ……	……萬国同一時日ニ其ノ調査ヲ執行セムコトヲ <u>欲シ</u> ……	令和7年3月24日
5	上巻	第一編	39頁	中段	(5) 調査経費 第1回国勢調査実施のために当初帝国議会で認められた予算額は、大正7年から14年までの継続費として8か年計215万3,320円であったが、その後、 <u>地方経費の増額、物価騰貴による割増しを行う一方、12年の行政整理により12年から14年までの年割が12年から16(昭和2)年までに変更された。さらに、大正12年の大震災の復興事業に多額の経費が必要になったことから経費を削減するとともに更に2年延期することとなり、この結果、最終的に7年から18年までの12か年にわたる調査経費の最終的な総額は、579万6,174円となった。</u>	(5) 調査経費 第1回国勢調査実施のために当初帝国議会で認められた予算額は、大正7年から14年までの継続費として8か年計215万3,320円であったが、その後、 <u>当該予算審議の際の地方経費は国庫が支弁すべきとの議論を踏まえてその分を増額し、更に物価騰貴による割増しを行った。</u> 一方で、12年の行政整理により12年から14年までの年割が12年から16(昭和2)年までに変更された。 <u>この結果、最終的に7年から16年までの10か年にわたる調査経費の最終的な総額は、582万3,924円となった。</u>	令和7年3月24日
6	上巻	第一編	58頁	中段	昭和14年臨時国勢調査の予算は、14年、15年合わせて <u>150万円</u> であった。	昭和14年臨時国勢調査の予算は、14年、15年合わせて <u>346万7,533</u> 円であった。	令和7年3月24日
7	上巻	第一編	99頁	上段	国民所得を合わせて4万 <u>404</u> 世帯	国民所得を合わせて4万 <u>409</u> 世帯	令和7年3月24日
8	上巻	第一編	102頁	上段	生命表は、既に明治35年、 <u>45</u> 年、大正7年に作成・公表されていたが、	生命表は、既に明治35年、 <u>44</u> 年、大正7年に作成・公表されていたが、	令和7年3月24日
9	上巻	年表	年3		<u>5</u> スタチスチック社、「スタチスチック雑誌」を創刊	<u>5 1</u> スタチスチック社、「スタチスチック雑誌」を創刊	令和7年3月24日
10	上巻	年表	年4		<u>明治38年8月9日</u> 「 <u>明治三十六年十二月三十一日道府県別現住戸数現住人口及本籍人口</u> 」を刊行 ※追記	欠落	令和7年3月24日

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
11	上巻	年表	年 5		明治42年 8 月 6 日 「自明治十七年至同四十年道府県現住人口」を刊行 ※追記	欠落	令和7年3月24日
12	上巻	組織の 変遷	組21		(2017) 平成29年 経済統計課－調査官 (2018) 平成30年 経済統計課－調査官	(2017) 平成29年 経済統計課－調査官 [2] (2018) 平成30年 経済統計課－調査官 [2]	令和7年3月24日
13	上巻	組織の 変遷	組22		(2019) 平成31年／令和元年 経済統計課－ <u>調査官</u> (2020) 令和 2 年 経済統計課－ <u>調査官</u> (2021) 令和 3 年 経済統計課－ <u>調査官</u>	(2019) 平成31年／令和元年 経済統計課－ <u>企画官 (4/1)</u> (2020) 令和 2 年 経済統計課－ <u>企画官</u> (2021) 令和 3 年 経済統計課－ <u>企画官</u>	令和7年3月24日
14	上巻	組織の 変遷	組23		(2023) 令和 5 年 経済統計課－ <u>調査官</u>	(2023) 令和 5 年 経済統計課－ <u>企画官</u>	令和7年3月24日
15	下巻	第一編	2頁	中段	大正11年 4 月 19 日法律第51号で同法の一部が改正され、中間年の 5 年目に簡易な国勢調査を行う旨の規定が設けられた。	大正11年 4 月 19 日法律第52号で同法の一部が改正され、中間年の 5 年目に簡易な国勢調査を行う旨の規定が設けられた。	令和7年3月24日
16	下巻	第二編	367頁	上段	第 1 期中期目標期間（15～19年度）に係る事業報告書	第 1 期中期目標期間（15～19年度）に係る事業 <u>実績</u> 報告書	令和7年3月24日
17	下巻	第二編	380頁	上段	第 2 期中期目標期間（20～24年度）に係る事業報告書	第 2 期中期目標期間（20～24年度）に係る事業 <u>実績</u> 報告書	令和7年3月24日
18	下巻	第二編	389頁	下段	27年度の <u>事業</u> 計画	27年度の <u>年度</u> 計画	令和7年3月24日
19	下巻	第二編	394頁	下段	統計 <u>改革</u> 推進会議	統計推進会議	令和7年3月24日
20	下巻	第二編	456頁	欄外 注釈	(注 2) データサイエンス教育のための汎用素材として <u>独立行政 法人統計センター</u> が作成・公開している表形式のデータセット で、様々な分野（人口・世帯、経済基盤、教育、健康・医療、福 祉・社会保障など）の公的統計を市区町村別又は都道府県別にまと めたもの	(注 2) データサイエンス教育のための汎用素材として <u>統計局</u> が 作成・公開している表形式のデータセットで、様々な分野（人口・ 世帯、経済基盤、教育、健康・医療、福祉・社会保障など）の公的 統計を市区町村別又は都道府県別にまとめたもの	令和7年3月24日

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
21	下巻	第二編	493頁	中段	「総理庁統計局図書館 <b>図書閲覧</b> 規程」（昭和23年10月10日施行）	「総理庁統計局図書館 <b>利用</b> 規程」（昭和23年10月10日施行）	令和7年3月24日
22	下巻	第二編	498頁	上段	<p>②中央統計局をして、統計研究所及び統計専門学校（仮称）の経営を行わせる。</p> <p>・<u>統計研究所においては、統計学に関する研究をなす外、統計に基づく調査研究を行う。</u></p> <p>・統計専門学校においては、統計学その他必要な課程を設け、統計関係職員の養成及び再教育を行う。</p> <p>③統計関係職員及び統計調査員の任命、委嘱について必要な資格及び義務権限を定める。</p>	<p>②中央統計局をして、統計研究所及び統計専門学校（仮称）の経営を行わせる。</p> <p>③統計専門学校においては、統計学その他必要な課程を設け、統計関係職員の養成及び再教育を行う。</p> <p>④統計関係職員及び統計調査員の任命、委嘱について必要な資格及び義務権限を定める。</p>	令和7年3月24日